

宿毛市公告第 4 3 号

市有財産の売払につき、次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び宿毛市契約規則（昭和 4 5 年宿毛市規則第 1 9 号。以下「契約規則」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

宿毛市長 中 平 富 宏

記

1. 公売物件

事業名	令和 8 年度 第 1 号 市有地売払い事業
所在及び地番	宿毛市小筑紫町田ノ浦字六地藏 5 7 5 番 9
地目	宅地
地積	5 6 9 . 9 9 m ²
摘要	登記簿面積
開発規制等	売却物件は宿毛市の都市計画区域外であり、用途地域の指定はありません。

2. 公売の方法

制限付一般競争入札による。

3. 最低売却価格

5 , 2 7 5 , 6 6 4 円

4. 入札参加資格

- (1) この入札の参加者となることができるのは、個人又は法人とし、2 名以上の連名（共有）による入札参加も可とする。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件に該当する者は、この入札に参加することができない。ただし、ウからオまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。

- ア 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、当該事実があった日から2年を経過しない者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
- エ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- カ 宿毛市税に滞納がある者

5. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市総務課 契約係

電話番号：0880-62-1253 FAX番号：0880-62-1274

E-Mail: keiyaku@city.sukumo.lg.jp

6. 質疑への対応

質疑がある場合は、「質疑書」（様式自由）により、令和8年10月16日（金）午後4時までに、5に示す宿毛市総務課契約係宛てに直接持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出すること（事前に電話で質疑を行う旨を連絡すること）。

なお、受理した質疑に対する回答については、令和8年10月23日（金）午後4時までに、宿毛市公式ホームページ上に掲載する。

7. 入札参加申込書等の交付方法

(1) 手渡しによる交付の場合

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までの間を除く。）の間に5に掲げる場所において交付する。（事前に来庁する旨を連絡調整しておくこと。）

(2) ダウンロードによる交付の場合

令和8年10月1日（木）午前9時から、宿毛市公式ホームページ（<https://www.city.sukumo.kochi.jp/>）上で交付する。

8. 入札保証金

この入札に参加を希望する者は、契約規則第7条第1項に規定する入札保証金として、見積もる契約金額の100分の5以上の額を、次に掲げる期限及び場所において、入札前に会計管理者に納めなければならない。ただし、契約規則第9条各号のいずれかの規定により当該入札保証金の納付が免除された場合は、この限りでない。

(1) 納付期限

令和8年10月30日（金）午後4時

(2) 納付場所

宿毛市役所 本庁舎3階 総務課

9. 入札参加申込書等の提出

7に掲げる入札参加申込書等については、8に掲げる入札保証金の納入時において併せて提出すること。

提出書類（4点）※各様式は、いずれも押印不要

- ・制限付一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- ・確約書（第2号様式）
- ・誓約書兼承諾書（第3号様式）
- ・宿毛市税の完納証明書（発行後3月以内のもの。写し不可。）

10. 入札参加資格の決定

入札参加資格の確認は、9に掲げる入札参加申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果については、申請者に対して令和8年11月2日（月）午後4時までに電話連絡を行う。書面の取扱については、制限付一般競争入札参加資格決定通知書（第4号様式）によるものとし、後日郵送又は手渡しを行う。

11. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年11月5日（木）午後1時30分

(2) 場所

宿毛市役所本庁舎3階 会議室303

1 2 . 入札の無効

本入札公告に示した入札参加資格の無い者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者が行った入札その他契約規則第 1 8 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 3 . 落札者の決定方法等

3 に掲げる最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、次点の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

1 4 . 契約締結日

落札の日から 1 0 日以内とする。

1 5 . 契約保証金

落札者は、契約規則第 3 2 条第 1 項に規定する契約保証金として、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を、1 4 に掲げる契約締結日までに納めなければならない。ただし、契約規則第 3 3 条各号のいずれかの規定により当該契約保証金の納付が免除された場合は、この限りでない。

1 6 . その他

(1) 入札参加申込にあたっての注意事項

売払い物件は、現状引き渡しとなるので、必ず事前に現地及び近隣状況を確認してから参加申込を行うこと。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要する

(4) 市議会の議決

要さない

(5) その他

この入札参加者は、契約規則及び「競争入札心得」の各条項を承知のこと。